

1. 組織名

一般社団法人日本レコード協会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

知的財産

意見

レコードの保護期間について、日本は発行後50年であるが、アメリカは発行後95年(法人著作の場合)、その他の国でも70年以上の保護を与えている。それらの国との経済連携を図り、音楽流通を相互に促進するためには、保護期間の平準化が不可欠である。

【参考】70年以上のレコード保護期間を与えているTPP交渉参加国

- ・アメリカ
(法人著作の場合;発行後95年)
- ・オーストラリア(発行後70年)
- ・シンガポール(発行後70年)
- ・チリ(発行後70年)
- ・ペルー(発行後70年)
- ・メキシコ(固定後75年)

3. 提出意見②

該当する交渉分野

知的財産

意見

インターネットを利用した著作権等侵害事件では、侵害回数の把握が困難なことから損害額の立証が難しいケースが多い。被害者である権利者が権利侵害事実を立証した場合には、実損額の請求に代えて、一定の法定額を賠償金として請求することが選択できる制度(法定賠償制度)が必要である。

【参考】法定賠償制度を有するTPP交渉参加国

- ・アメリカ
1著作物につき、750ドル以上3万ドル未満で裁判所が正当と考える金額
(ただし、故意侵害の場合は上限15万ドル、善意侵害で無過失の場合は下限200ドル)
- ・カナダ
 - 商用目的の場合;1著作物につき500ドル以上2万ドル未満で裁判所が正当と考える金額(善意侵害で無過失の場合は、200ドル以上500ドル未満)
 - 非商用目的の場合;訴訟手続開始前に行われた著作権侵害全体につき、100ドル以上5千ドル未満で裁判所が正当と考える金額

4. 提出意見③

該当する交渉分野

知的財産

意見

一部の国・地域では、レコード製作者に対して、レコードを用いた放送から使用料を受けられる権利が付与されていない。特に、放送事業が世界最大規模のアメリカにおいて、かような権利が原則的に認められていない現状は、レコード保護の国際的バランスを失っており、法整備が急務である。

【参考】レコード製作者に放送使用料請求権が付与されていないTPP交渉参加国

- ・アメリカ(一部のデジタルラジオ放送を除き、請求権なし)
- ・シンガポール

5. 提出意見④

該当する交渉分野

越境サービス

意見

カナダでは、カナダ人アーティストによる楽曲を一定割合以上放送しなければならないとの規制があるが、残された放送枠を英米をはじめとする世界的アーティストと争って獲得することは、日本にとってハンデが大きい。こうした外国語楽曲に関する放送規制を撤廃・緩和することにより、日本音楽の放送機会が増えることを要望する。

【参考】TPP交渉における交渉分野

物品市場アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植物検疫)	TBT(貿易の技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サービス	商用関係者の移動	金融サービス	電気通信サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項(法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的 事項